

証券コード 7619

2026年6月9日

(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

東京都品川区南大井三丁目2番2号  
田中商事株式会社  
代表取締役社長 安部 安生

## 第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tanakashoji.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスいただく場合には、「銘柄名（会社名）」に「田中商事」又は「コード」に当社証券コード「7619」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席いただけない株主様との公平性を勘案し配布しないこととさせていただきます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日)午前11時(午前10時受付開始)
2. 場 所 東京都品川区南大井三丁目2番2号  
田中商事本社ビル7階 多目的ホール
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第65期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第65期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 退任取締役(監査等委員)に対し役員退職慰労金贈呈の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。  
各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取扱いいたします。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合  
インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までに行ってください。
- (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、本総会は、ノーネクタイの「クールビズ」にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。  
本株主総会の決議結果につきましては、当社ウェブサイトにも掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)

三井住友信託銀行証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間9:00~17:00 土日休日を除く)

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、中東情勢緊迫化の影響に伴うエネルギー価格の上昇、さらには金融資本市場の急激な変動など国内経済への影響に注意が必要な状況となっております。

当社グループの属する建設関連業界におきましては、公共設備投資は底堅く推移しており、民間設備投資にも緩やかな持ち直しの動きが見られました。一方で、現場においては依然として資材価格の高騰や人手不足に伴う工期の延伸、人件費上昇といった課題が継続しており、納入時期や価格を適切に見極める必要があり、利益確保の面で厳しい状況が続きました。

(当社の取り組み)

このような経営環境のもと、当社グループでは得意先及び仕入先との信頼関係構築を一層強化しながら、資材価格の変動に柔軟かつ的確に対応できる組織体制の整備に注力いたしました。また、人材育成にも継続して取り組み、業務の効率化と営業力の向上を図ることで、経営基盤の更なる強化を推進しております。

加えて、連結子会社である株式会社カワツウとの営業連携強化を図り、工事需要の取り込みやグループ全体としてのシナジーを高めることに努めました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は44,048,218千円(前期比106.3%)となり、利益面におきましては営業利益1,351,208千円(前期比110.7%)、経常利益1,384,665千円(前期比112.4%)、親会社株主に帰属する当期純利益934,572千円(前期比106.4%)となりました。

### 企業集団の商品分類別の売上高状況

(単位：千円)

商品類	第64期売上高	構成比	第65期売上高	構成比
電線類	14,267,599	34.4%	14,771,143	33.5%
照明器具類	6,107,799	14.7	7,061,199	16.0
配・分電盤類	9,374,575	22.6	9,953,198	22.6
家電品類	7,370,944	17.8	7,618,983	17.3
その他	4,331,502	10.5	4,643,692	10.6
合計	41,452,421	100.0	44,048,218	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当企業グループの設備投資の総額は230,805千円であります。

これは主に、浜松営業所の隣地購入によるものであります。当該設備投資の資金は、自己資金にて充当しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第62期 (2023年3月期)	第63期 (2024年3月期)	第64期 (2025年3月期)	第65期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高(千円)	35,706,569	41,776,751	41,452,421	44,048,218
経常利益(千円)	1,075,659	1,610,098	1,231,394	1,384,665
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	976,063	1,177,321	878,022	934,572
1株当たり当期純利益(円)	115.46	140.23	108.95	115.27
総資産(千円)	27,672,226	31,096,890	29,472,454	30,861,664
純資産(千円)	13,559,008	14,188,682	14,890,286	15,644,694
1株当たり純資産額(円)	1,600.78	1,765.37	1,839.00	1,920.45

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社カワツウ	10,000千円	100.0%	弱電、防災設備等の施工

### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内経済は雇用情勢の改善の動きや企業収益の改善などにより緩やかな回復が続くことが見込まれるものの、中東情勢をはじめとする地政学リスクや継続的な物価上昇が個人消費や企業活動に与える影響について十分注意する必要があります。

当社グループの属する建設関連業界におきましては、堅調な企業収益や省力化投資への対応を背景に持ち直しの傾向が期待されますが、継続する資材価格の高騰や人手不足などの課題に加え、中東情勢に起因する石油製品の供給制限等により工期の延伸等が懸念され、利益確保には厳しい状況が続くものと予想されます。

このような環境のもと当社グループにおきましては、得意先・仕入先との信頼関係を強化しながら資材価格の変動を早期に販売価格へ反映させる取り組みや、今後の商品需要の見極めなどにより利益率の向上を図るとともに、デジタル技術を活用した業務効率化を推進し経営基盤の強化に努めます。あわせて、グループ全体での営業連携を一層強化しながら、多様化する需要を確実に取り込むことでシナジーを高めてまいります。

### (5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

電気材料及び電気器具の卸売

(6) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

名	称	所	在	地
本	社	東	京	都
東	京	都	品	川
東	京	都	品	川
城	西	都	杉	並
多	摩	都	三	鷹
城	北	都	練	馬
城	南	都	世	田
特	販	都	大	田
八	王	都	八	王
町	田	都	町	田
城	東	都	葛	飾
千	葉	県	千	葉
船	橋	県	船	橋
松	戸	県	松	戸
王	子	都	北	区
江	東	都	江	東
所	沢	県	入	間
大	宮	県	さ	い
川	越	県	川	越
川	口	県	川	口
越	谷	県	越	谷
熊	谷	県	熊	谷
宇	都	県	宇	都
太	田	県	太	田

名 称	所 在 地
札幌営業所	北海道札幌市
釧路営業所	北海道釧路市
函館営業所	北海道函館市
札幌東営業所	北海道札幌市
仙台営業所	宮城県仙台市
郡山営業所	福島県郡山市
八戸営業所	青森県八戸市
横浜営業所	神奈川県横浜市
横浜南営業所	神奈川県横浜市
京浜営業所	神奈川県横浜市
川崎営業所	神奈川県川崎市
相模原営業所	神奈川県相模原市
川崎北営業所	神奈川県川崎市
静岡営業所	静岡県静岡市
沼津営業所	静岡県沼津市
富士営業所	静岡県富士市
藤枝営業所	静岡県藤枝市
浜松営業所	静岡県浜松市
豊橋営業所	愛知県豊橋市
名古屋営業所	愛知県名古屋市
大阪営業所	大阪府大阪市
大阪南営業所	大阪府大阪市
神戸営業所	兵庫県神戸市
福岡営業所	福岡県福岡市
熊本営業所	熊本県熊本市
小倉営業所	福岡県北九州市

② 子会社

名	称	所	在	地
株	式	会	社	カ
ワ	ツ	ウ		
神	奈	川	県	川
崎				市

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減
4	5	名		1	4	名	増							

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前	事	業	年	度	末	比	増	減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
4	3	7	名	1	5	名	増						3	9	.	4	歳	1	3	.	4	年

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株	式	会	社	み	ず
ほ	銀	行		1,200,000	千円
株	式	会	社	三	菱
UFJ	銀	行		1,100,000	
株	式	会	社	三	井
住	友	銀	行	800,000	
三	井	住	友	信	託
銀	行	株	式	会	社
400,000					
株	式	会	社	り	そ
な	銀	行		400,000	

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 35,328,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,832,000株  |
| ③ 株主数      | 3,694名      |
| ④ 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
河 合 宏 美	1,326千株	16.3%
河 合 き よ 子	1,041	12.8
ト ウ テ ッ ク 株 式 会 社	419	5.1
田 中 商 事 従 業 員 持 株 会	340	4.2
内 藤 征 吾	260	3.2
株 式 会 社 小 泉	215	2.6
森 田 健	113	1.4
小 寺 武 治	104	1.3
吉 田 政 功	102	1.3
降 幡 光 宏	95	1.2

(注) 当社は、自己株式685,639株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付された株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・ 取締役、その他の役員に交付された株式の区分別合計

役 員 区 分	株 式 数	交付された者の人数
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	36千株	6名
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	—	—
社外取締役（監査等委員）	—	—

## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	鳥谷部 毅	
代表取締役社長	安部 安生	
常務取締役	春日 国敏	管理本部長兼総務部長兼経営企画担当
取締役	伊藤 淳	東日本営業本部本部長
取締役	玉木 修	クリエイション営業本部本部長
取締役	中田 周作	首都圏営業本部本部長
取締役（監査等委員・常勤）	宇津木 やす子	
取締役（監査等委員）	福田 大助	弁護士 株式会社LAホールディングス社外取締役
取締役（監査等委員）	川本 典行	税理士

(注) 1. 取締役（監査等委員）福田大助氏及び川本典行氏は、社外取締役であります。

なお、当社は、取締役（監査等委員）川本典行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 取締役（監査等委員）川本典行氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・取締役（監査等委員）川本典行氏は、税理士の資格を有しております。

3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、宇津木やす子氏を常勤の監査等委員として選定しております。

### ② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
山口 智	2025年6月26日	任期満了	常務取締役管理本部長兼仕入部長

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

・基本方針

取締役の報酬等は、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の向上に対する取締役の貢献意欲等を高めることを目的としております。

・報酬等構成

取締役の報酬等は職位等に応じた毎月の固定報酬（法人税法第34条第1項第1号に定める定期同額給与、以下、「定期同額給与」という）、業績連動報酬（法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与、以下、「利益連動給与」という）及び株式報酬で構成しております。

ただし、監査等委員である取締役については、その職務から、定期同額給与のみとしております。

・報酬等構成割合

取締役の報酬等構成割合については、業績指標100%達成時において、対象取締役の報酬総額における報酬割合は、概ね金銭報酬：株式報酬＝8：2、定期同額給与：利益連動給与：株式報酬＝6：2：2となるように支給するものとしております。

・報酬等を与える時期又は条件の決定

（定期同額給与）

定期同額給与は職位等を基に各人ごとに定め、在任期間中に毎月支給するものとしております。

（利益連動給与）

利益連動給与である役員賞与は、年1回、事業年度終了後、社内での決裁手続きを経て、4ヵ月以内に支給するものとします。

（株式報酬）

非金銭報酬は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、長期安定的な株式保有の促進と、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を、毎年6月に開催される定時株主総会終了後1ヵ月以内に支給します。

対象取締役は、当報酬の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けます。

(退職慰労金)

株主総会の決議の範囲内で一時金として支給するものとします。

2022年7月22日開催の取締役会において、2022年3月31日をもって監査等委員である取締役を除く取締役（以下、対象取締役という。）に対する役員退職慰労金制度の廃止（支給の時期は各役員の退任時）を決議したことにより、制度廃止日以降役員退職慰労引当金の繰入を実施していません。

従いまして、当連結会計年度末における対象取締役に対する役員退職慰労引当金残高は2022年3月31日時点における金額であります。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員を除く取締役の報酬等限度額は、2021年6月25日開催の第60回定時株主総会において、年額2億5,000万円以内（固定的な基本報酬の上限2億円、業績連動賞与の上限5,000万円 ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の監査等委員を除く取締役の員数は6名であります。また、2022年6月24日開催の第61回定時株主総会において、上記の報酬等限度額とは別枠で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を支給することとなり金銭報酬総額は年額5,000万円以内、譲渡制限付き株式の付与のための金銭報酬制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年83,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の監査等委員を除く取締役の員数は6名であります。監査等委員である取締役の報酬等限度額は、2016年6月29日開催の第55回定時株主総会において、年額2,400万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

## ハ、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個別定期同額給与決定につきましては第60回定時株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、また株式報酬につきましては2022年6月24日開催の第61回定時株主総会で決議いただいた総額の範囲内で各取締役の職位等を勘案した報酬等案を作成し、社外取締役が出席している取締役会で検討し、具体的な内容の決定については代表取締役社長安部安生に一任する旨の決議をしております。代表取締役社長に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。また、社外取締役の適切な関与のもと検討することで、客観性、公平性、透明性が担保されていると考えております。

取締役会は当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等が決定されていることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。また、監査等委員である取締役の個別報酬については、監査等委員の協議によって決定しております。

当社の当事業年度における報酬等の額の決定については、2025年6月に取締役会より委任された代表取締役社長安部安生が、定期同額給与の2025年7月から2026年6月分を決定しております。利益連動給与は、2026年3月期の当社の税引前当期純利益を基に「ホ、業績連動報酬等に関する事項」に従い決定しております。

## 二、取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	196,521	140,218	28,200	28,103	—	7
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	4,000	3,900	—	—	100	1
社外取締役(監査等委員)	4,650	4,550	—	—	100	2

(注) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

1. なお、2022年7月22日開催の取締役会において、2022年3月31日をもって監査等委員である取締役を除く取締役に対する役員退職慰労金制度の廃止を決議したことにより、制度廃止日以降役員退職慰労引当金の繰入を実施しておりません。
2. 当社は2023年6月23日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止し、第62回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役1名に対し16,400千円の退職慰労金を支給しております。なお、この額は過年度事業報告において役員退職慰労引当金繰入額として金額を開示しております。

#### ホ. 業績連動報酬等に関する事項

監査等委員である取締役を除く取締役に対する利益連動給与の算定方法については、毎月の定期同額給与に加え、以下の算定方法等に基づき、法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与に該当する役員報酬を支給しております。

- a. 取締役に支給する利益連動給与の総額は、当社の税引前当期純利益に2%を乗じた金額とし、その上限を50,000千円とします。
- b. 各取締役に支給する利益連動給与は、期中平均の個人月額報酬金額を、支給対象取締役全員の期中平均個人月額報酬金額の合計で除した係数に「a.」の総額を乗じた金額とし、100千円未満の金額は切捨てとします。

算定基準に当社の税引前当期純利益を採用している理由は、業績向上への意欲や士気を一層高めることができると考えているためであります。なお、当期の当社の税引前当期純利益は1,380,870千円であります。

#### ヘ. 非金銭報酬等の内容

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

2022年6月24日開催の第61回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額50百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年83,000株以内とすること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとすることにつき、決議をいただいております。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である福田大助氏及び川本典行氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び子会社の社長であります。被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとされております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

すべての被保険者について、その保険料のうち約8%を負担しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 社外取締役の重要な兼職の状況（他会社の業務執行者である場合）

該当事項はありません。

ロ. 社外取締役（監査等委員）の重要な兼職の状況（他会社の社外役員である場合）

社外取締役（監査等委員）福田大助氏は、株式会社LAホールディングスの社外取締役を兼務しております。なお、同社と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

⑦ 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員)	福 田 大 助	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門知識の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会14回のうち14回出席し、主に当社のコンプライアンス面について適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	川 本 典 行	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門知識の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会14回のうち14回出席し、主に当社の内部統制システムについて適宜、必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称  
東陽監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,800

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社都合の場合の他以下の事由が生じた場合に、取締役会に対し、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

イ. 会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断された場合

ロ. 監督官庁から監査業務停止処分を受ける等当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合等

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(会計監査人の責任限定契約)

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意且つ重大な過失がなかった場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2026年3月31日現在、当社が取締役会において定めている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 当社及びその子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社は、企業倫理綱領をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、当社総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織として、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断することを定め、同部を中心に役職員教育等を行う。

当社内部監査室は、総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監視する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書取扱規程、文書保存規程、機密保持規程、その他文書及び情報に関する規程（以下、関連規程等という）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、関連規程等により、常時これらの文書などを閲覧できるものとする。

ハ. 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びその子会社は、コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの会社にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織的横断的リスク状況の監視及び全社対応は当社総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては当社取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、ITを活用して取締役会にて定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

ホ. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、企業集団における経営効率の向上を図るため当社が定める子会社管理規程に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該子会社に対し指導を行うことにより、当社の子会社の経営管理を行う。

当社取締役会には当社子会社の取締役を定期的に参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜行う。また、当社は業務の適正性を確保するために、内部監査室が業務監査活動を行うとともに、当社グループの各部門との情報交換を定期的実施する。

へ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

ト. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社監査等委員は、取締役会のほか経営会議などの重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）又は使用人等に対して報告を求める。

当社及び子会社の取締役又は使用人は、監査等委員会に対して、法定事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。監査等委員会は内部監査室及び会計監査人と連携して問題点の把握・改善勧告等を行う。

チ. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを「企業倫理綱領」に明記し、当社及びグループ会社の取締役及び使用人等に周知徹底する。

リ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払などの請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、当社は速やかに当該請求に応じるものとする。

ヌ. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役会長、代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

ル. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、社内規程を制定し、当該規程に基づき、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役に報告する。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

イ. コンプライアンスについては、当社及びその子会社の役職員に対して、企業倫理綱領の再確認となる社内研修を開催するなど、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

ロ. 当社及びその子会社の事業の報告については、定期的に当社取締役会のみならず社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題等が発生した場合には適時関係部署への指示を行っております。

ハ. 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制は適切に運用されています。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績、経済状況に内部留保の状況、資本政策等を総合的に勘案して決定して参ります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めて参ります。

また、業績に応じた利益配分を考慮するうえで、基準とする配当性向につきましては、当面の間、原則として親会社株主に帰属する当期純利益の20%から30%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間及び期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行う場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行います。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針等を勘案し、当社定款の規定に基づき、2026年5月12日開催の取締役会にて1株当たり21円、効力発生日を2026年6月26日とする決議をいたしました。これにより、すでに実施いたしました中間配当金1株当たり10円を加えました年間配当金は、1株当たり31円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>18,072,583</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,056,902</b>
現金及び預金	2,905,122	支払手形及び買掛金	7,902,653
受取手形、売掛金及び契約資産	8,352,075	短期借入金	3,900,000
電子記録債権	1,821,873	1年内返済予定の長期借入金	16,668
商 品	3,812,178	未払法人税等	367,297
原材料及び貯蔵品	4,565	賞与引当金	241,138
そ の 他	1,213,814	そ の 他	629,145
貸倒引当金	△37,047	<b>固定負債</b>	<b>2,160,067</b>
<b>固定資産</b>	<b>12,789,081</b>	長期借入金	20,831
<b>有形固定資産</b>	<b>10,931,908</b>	退職給付に係る負債	1,901,932
建物及び構築物	2,914,762	役員退職慰労引当金	188,199
土 地	7,861,561	そ の 他	49,104
そ の 他	155,584	<b>負債合計</b>	<b>15,216,970</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>449,637</b>	<b>(純資産の部)</b>	
そ の 他	449,637	<b>株主資本</b>	<b>15,485,013</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,407,536</b>	資 本 金	1,073,200
繰延税金資産	782,722	資本剰余金	956,672
そ の 他	718,806	利益剰余金	13,953,810
貸倒引当金	△93,992	自 己 株 式	△498,670
<b>資産合計</b>	<b>30,861,664</b>	その他の包括利益累計額	159,681
		その他有価証券評価差額金	66,299
		退職給付に係る調整累計額	93,381
		<b>純資産合計</b>	<b>15,644,694</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>30,861,664</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		44,048,218
売上原価		37,498,186
売上総利益		6,550,031
販売費及び一般管理費		5,198,822
営業利益		1,351,208
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,470	
受取保険料	45,950	
その他	19,489	70,910
営業外費用		
支払利息	37,453	37,453
経常利益		1,384,665
特別利益		
固定資産売却益	40,918	40,918
税金等調整前当期純利益		1,425,584
法人税、住民税及び事業税	516,754	
法人税等調整額	△25,742	491,011
当期純利益		934,572
親会社株主に帰属する当期純利益		934,572

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,073,200	953,826	13,262,489	△538,831	14,750,683
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△243,250		△243,250
親会社株主に帰属する 当期純利益			934,572		934,572
自己株式の処分		2,846		40,161	43,008
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	2,846	691,321	40,161	734,329
当期末残高	1,073,200	956,672	13,953,810	△498,670	15,485,013

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	48,009	91,592	139,602	14,890,286
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△243,250
親会社株主に帰属する 当期純利益				934,572
自己株式の処分				43,008
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	18,290	1,788	20,078	20,078
連結会計年度中の 変動額合計	18,290	1,788	20,078	754,408
当期末残高	66,299	93,381	159,681	15,644,694

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数

1社

ロ. 連結子会社の名称

株式会社カワツウ

##### ② 非連結子会社の状況

イ. 主要な非連結子会社の名称

株式会社三永興産

ロ. 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称等

イ. 主要な非連結子会社の名称

株式会社三永興産

ロ. 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

###### ロ. 棚卸資産

- ・ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

###### ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

###### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### ④ 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、執行役員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### ⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については5年間の均等償却を行っております。

#### ⑥ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「7. 収益認識に関する注記（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 固定資産の減損

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

自社保有の営業所の不動産の時価が、帳簿価額より著しく下落しているため減損の兆候があるとされた営業所は3か所、固定資産の帳簿価額合計で683,909千円ありますが、いずれの営業所とも割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上していません。

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

減損の兆候が存在すると判定された資産グループについて、当該資産の割引前将来キャッシュ・フローに基づき減損の要否の判定を実施しております。減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。なお、減損の要否の判定単位は営業所単位としております。

当社は、倉庫や駐車場等の営業設備を当社戦略に合致させるよう自由に企画設置できること、地域における金融面・求人面等の社会的信用を向上させることから営業所を自社保有することを基本方針としており、現在の営業所48か所のうち、自社保有物件は46か所となっています。

##### ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、営業所ごとの事業計画を基礎としており、資産グループの将来の見込損益の基礎となる売上高変動率であります。

##### ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの仮定は将来の不確実な経済状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,198,845千円

(2) 契約資産と顧客との契約から生じた債権の金額は、「7. 収益認識に関する注記

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(3) 契約負債の金額は、「7. 収益認識に関する注記 (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

#### 4. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生ずる収益の金額は、「7. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	8,832千株	一千株	一千株	8,832千株

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

###### イ. 2025年5月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 161,939千円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月27日

###### ロ. 2025年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 81,311千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2025年9月30日
- ・効力発生日 2025年12月8日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

###### 2026年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 171,073千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 21円
- ・基準日 2026年3月31日
- ・効力発生日 2026年6月26日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電設資材の卸売りをを行うため、運転資金及び設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。また、資金調達については資本コスト等を考慮し、原則銀行借入による方針です。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業管理規程に従い、営業債権について、管理部門における営業管理室が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。市場価格のない株式等（非上場株式358,350千円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
①その他有価証券	110,208	110,208	—
資産計	110,208	110,208	—
(1) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	37,499	37,498	△0
負債計	37,499	37,498	△0

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	110,208	—	—	110,208
資産計	110,208	—	—	110,208

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金を含む)	—	37,498	—	37,498
負債計	—	37,498	—	37,498

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	品種分類別売上高					合計
	照明器具類	電線類	配・分電盤類	家電品類	その他	
一時点で移転される財	7,061,199	14,771,143	9,953,198	7,618,983	3,786,274	43,190,800
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—	857,418	857,418
顧客との契約から生じる収益	7,061,199	14,771,143	9,953,198	7,618,983	4,643,692	44,048,218
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	7,061,199	14,771,143	9,953,198	7,618,983	4,643,692	44,048,218

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、電気設備資材の卸売り、弱電及び防災設備工事を主たる事業としております。

#### ①電気設備資材の卸売り

電気設備資材の卸売りは、電気工事店等の顧客から注文を受けた商品をメーカーや商社等から仕入を行い、販売を行っております。収益の認識は、当社の顧客は国内のみであり、配送は自社配送を行っており出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間でありますので、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は、商品の引き渡し後、概ね1カ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。一部の顧客の取引の対価にはリベートとして相殺しなければならない変動対価が含まれております。

## ②弱電及び防災設備工事

弱電及び防災設備工事は、顧客との契約に基づき工事を施工しておりますので、一定の期間にわたり収益を認識する方法にて履行義務を充足し収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しております。

取引の対価は、工事完了後、概ね2カ月以内に一括して受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

## (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	9,559,412
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	10,065,899
契約資産（期首残高）	62,934
契約資産（期末残高）	108,049
契約負債（期首残高）	105,010
契約負債（期末残高）	83,365

契約資産は、顧客との弱電及び防災設備工事契約について進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求債権であります。契約資産は、工事完了時、又は当該進捗度を合理的に見積ることができるようになった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に対する対価は、契約に従い、顧客へ請求し、概ね2カ月以内に一括して受領しております。

契約負債は、主に、物件受注等に伴う顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、契約負債は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、105,010千円であります。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,920円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 115円27銭   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

田中商事株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 安達博之  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西村仁志  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田中商事株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田中商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,666,426</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,920,063</b>
現金及び預金	2,779,905	支払手形	884,898
受取手形	659,677	買掛金	6,932,454
電子記録債権	1,793,418	短期借入金	3,900,000
売掛金	7,438,699	リース債務	5,656
商品	3,812,178	未払金	136,036
貯蔵品	4,565	未払費用	208,692
前払費用	48,009	未払法人税等	352,496
その他	1,167,019	未払消費税等	140,800
貸倒引当金	△37,047	預り金	34,634
<b>固定資産</b>	<b>13,008,874</b>	賞与引当金	233,288
<b>有形固定資産</b>	<b>10,744,999</b>	その他	91,105
建物	2,836,313	<b>固定負債</b>	<b>2,225,350</b>
構築物	57,654	リース債務	5,627
機械及び装置	2,301	退職給付引当金	2,038,294
車両運搬具	82,349	役員退職慰労引当金	138,199
工具、器具及び備品	28,803	その他	43,228
土地	7,699,503	<b>負債合計</b>	<b>15,145,414</b>
リース資産	11,284	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	26,788	<b>株主資本</b>	<b>15,463,586</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>449,583</b>	<b>資本金</b>	<b>1,073,200</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,814,291</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>956,672</b>
投資有価証券	110,208	資本準備金	951,153
関係会社株式	774,950	その他資本剰余金	5,519
長期貸付金	2,314	<b>利益剰余金</b>	<b>13,932,383</b>
破産・更生債権等	104,260	利益準備金	125,000
繰延税金資産	825,703	固定資産圧縮積立金	61,279
差入保証金・敷金	14,908	別途積立金	11,948,000
会員の権	7,000	繰越利益剰余金	1,798,103
その他	68,939	<b>自己株式</b>	<b>△498,670</b>
貸倒引当金	△93,992	評価・換算差額等	66,299
<b>資産合計</b>	<b>30,675,300</b>	その他有価証券評価差額金	66,299
		<b>純資産合計</b>	<b>15,529,886</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>30,675,300</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	43,273,527
売 上 原 価	36,915,572
売 上 総 利 益	6,357,955
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,044,161
営 業 利 益	1,313,793
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,440
受 取 保 険 料	45,950
そ の 他	11,666
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	36,899
経 常 利 益	1,339,951
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	40,918
税 引 前 当 期 純 利 益	1,380,870
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	493,870
法 人 税 等 調 整 額	△24,776
当 期 純 利 益	911,776

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
						固定資産 圧縮積立金	別 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,073,200	951,153	2,673	953,826	125,000	61,279	11,948,000	1,129,577	13,263,857
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当								△243,250	△243,250
当 期 純 利 益								911,776	911,776
自己株式の処分			2,846	2,846					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	2,846	2,846	—	—	—	668,525	668,525
当 期 末 残 高	1,073,200	951,153	5,519	956,672	125,000	61,279	11,948,000	1,798,103	13,932,383

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△538,831	14,752,052	48,009	48,009	14,800,061
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△243,250			△243,250
当 期 純 利 益		911,776			911,776
自己株式の処分	40,161	43,008			43,008
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			18,290	18,290	18,290
事業年度中の変動額合計	40,161	711,534	18,290	18,290	729,824
当 期 末 残 高	△498,670	15,463,586	66,299	66,299	15,529,886

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                   |  |
|-------------------|--|
| ① 子会社株式           | 移動平均法による原価法                                  |
| ② その他有価証券         |  |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）     |
| ③ 棚卸資産            |  |
| ・ 商品              | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定） |
| ・ 貯蔵品             | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）     |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                        |  |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産<br>（リース資産を除く） | 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産<br>（リース資産を除く） | 定額法によっております。   |
| ③ リース資産                | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。   |
| ④ 長期前払費用               | 定額法によっております。   |

#### (3) 引当金の計上基準

- |         |  |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。                                    |

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から処理しております。

また、執行役員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「7.収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 固定資産の減損

連結注記表「会計上の見積りに関する注記(1)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,148,491千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 103,154千円

短期金銭債務 23,971

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 1,564,153千円

仕入高 120,591

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	735,041株	4,689株	54,091株	685,639株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

退職給付引当金	642,470千円
役員退職慰労引当金	43,560
株式報酬費用	33,544
貸倒引当金	41,303
賞与引当金	73,532
未払事業税等	19,569
減損損失	23,493
その他	40,846
繰延税金資産小計	918,321
評価性引当額	△33,895
繰延税金資産合計	884,425
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△30,516
固定資産圧縮積立金	△28,205
繰延税金負債合計	△58,722
繰延税金資産の純額	825,703

## 7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,906円36銭
(2) 1株当たり当期純利益	112円46銭

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

田中商事株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 安達博之  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西村仁志  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田中商事株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

田中商事株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 宇津木やす子 印

監査等委員 福田大助 印

監査等委員 川本典行 印

(注) 監査等委員福田大助及び川本典行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	とりやべ 鳥谷部 つかし 毅 (1969年11月13日生)	1988年3月 当社入社 2007年6月 当社首都圏第一営業部長兼東京営業所長 2008年4月 当社営業本部長 2008年6月 当社取締役営業本部長 2011年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2013年10月 当社代表取締役社長 2020年10月 当社代表取締役社長兼管理本部長 2022年4月 当社代表取締役社長 2024年4月 当社代表取締役会長（現任）	85,181株
[取締役候補者とした理由] 取締役就任後、主に営業本部長として業容の拡大を牽引した実績を有しております。2011年6月より12年間に渡る当社代表取締役社長を経て、2024年4月より当社代表取締役会長を務めております。当社グループ全体の経営全般を的確かつ公平に監督できる知見を有していることを踏まえ、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			
2	あべ やすお 安部 安生 (1968年10月15日生)	1987年3月 当社入社 1999年10月 当社東北営業部長兼仙台営業所長 2003年2月 当社首都圏第二営業部長 2007年3月 当社首都圏第二営業部長兼大宮営業所長 2008年10月 当社首都圏第一営業部長兼大宮営業所長 2012年6月 当社取締役東部地区物件担当部長 兼首都圏第一営業部長兼大宮営業所長 2013年10月 当社取締役営業本部長 2017年1月 当社専務取締役営業本部長 2019年4月 当社専務取締役営業本部長兼東部エリア事業部長 2022年4月 当社専務取締役営業本部長 2024年4月 当社代表取締役社長（現任）	34,821株
[取締役候補者とした理由] 営業部門での勤務経験を積み、取締役就任後は主に専務取締役として営業本部長を経て、2024年4月より当社代表取締役社長を務めております。強いリーダーシップで当社グループを牽引してきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を備えている点を踏まえ、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	かすがくにとし 春日国敏 (1970年1月27日生)	1994年4月 当社入社 2004年4月 当社広報室長 2005年4月 当社経営企画室長 2008年6月 当社取締役経営企画室長 2009年6月 当社取締役管理本部長兼経理部長兼経営企画室長 2012年6月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長兼経営企画課担当 2020年10月 当社取締役経営企画担当兼経理部長兼総務部長 2022年4月 当社取締役経営企画担当兼経理部長 2023年3月 当社取締役総務部長兼経理部長兼経営企画担当 2025年7月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長兼経営企画担当(現任)	15,059株
[取締役候補者とした理由] 管理企画部門での勤務経験を積み、取締役就任後は主に管理本部長、経理部長、経営企画室長、総務部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			
4	いとうじゅん 伊藤淳 (1969年9月22日生)	1991年4月 当社入社 2006年8月 当社東海営業部長兼豊橋営業所長 2008年7月 当社東海営業部長兼浜松営業所長 2012年6月 当社取締役西部地区物件担当部長兼東海営業部長兼浜松営業所長 2013年10月 当社取締役西日本物件担当部長兼東海営業部長 2016年4月 当社取締役中央地域物件担当部長兼首都圏中央第一営業部長 2017年4月 当社取締役東京第一営業部長 2019年4月 当社取締役営業副本部長兼西部エリア事業部長 2023年4月 当社取締役営業副本部長兼西部エリア事業部長兼東海営業部長 2024年4月 当社取締役東日本営業本部長(現任)	14,509株
[取締役候補者とした理由] 営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に東日本営業本部長、西部エリア事業部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	たま き おきむ 玉 木 修 (1973年3月22日生)	1995年4月 当社入社 2007年5月 当社首都圏第五営業部長兼城東営業所長 2008年4月 当社首都圏第一営業部長兼東京営業所長 2010年9月 当社東京中央営業部長兼東京営業所長 2012年6月 当社取締役中央地区物件担当部長 兼東京中央営業部長兼東京営業所長 2013年10月 当社取締役東日本物件担当部長 兼東京中央営業部長 2016年4月 当社取締役西部地域物件担当部長 兼東海営業部長 2017年4月 当社取締役東海営業部長 2019年4月 当社取締役クリエイション事業部長 2024年4月 当社取締役クリエイション営業本部長 (現任)	14,409株
[取締役候補者とした理由] 営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主にクリエイション営業本部長、クリエイション事業部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			
6	なか だ しゅう きく 中 田 周 作 (1984年3月15日生)	2006年4月 当社入社 2009年11月 当社首都圏第三営業部川崎北営業所長 2015年4月 当社東京中央営業部城東営業所長 2017年4月 当社神奈川第一営業部長兼横浜営業所長 2019年4月 当社神奈川営業部長兼横浜営業所長 2020年7月 当社神奈川営業部長 2022年4月 当社執行役員東部エリア事業部長 2024年4月 当社執行役員首都圏営業本部長 2024年6月 当社取締役首都圏営業本部長(現任)	5,239株
[取締役候補者とした理由] 営業部門での勤務経験を積み、執行役員として東部エリア事業部長、当社取締役就任後は首都圏営業本部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者は当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、執行役員及び子会社の社長であります。被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとされております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。すべての被保険者について、その保険料のうち約8%を負担しております。
- なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2027年3月に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	うつぎ やすこ 宇津木 やす子 (1957年8月5日生)	1996年9月 当社入社 2001年4月 当社坂戸営業所経理担当 2020年4月 当社川越営業所経理担当 2022年8月 当社退職 2024年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	6,800株
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 当社営業所において業務、経理全般の実務経験を有することから豊富な知見を有しており、当社の業務執行に対し、適切な役割を果たすことができると考え、監査等委員である取締役候補者いたしました。			
2	ふくだ だいすけ 福田 大助 (1955年10月27日生)	1980年4月 日本航空株式会社入社 1985年4月 日本興業銀行海外調査部出向 1990年4月 第一東京弁護士会に弁護士登録 1998年6月 当社社外監査役 2004年6月 ジャパンパイル株式会社社外監査役 2011年9月 法政大学経営大学院講師 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年9月 山王シティ法律事務所パートナー弁護士（現任） 2019年3月 株式会社LAホールディングス社外取締役（現任）	一株
[監査等委員である取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要] 弁護士としての職務を通じて培われた法務・コンプライアンスに関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役として、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、監査等委員である取締役候補者いたしました。当該知見を活かして、当社の経営課題などについて監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当 社の株式数
3	※ うえ き さとし 植 木 聡 (1970年8月20日生)	1995年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査 法人トーマツ) 入所 1999年4月 公認会計士 登録 2019年9月 有限責任監査法人トーマツ 退所 2019年10月 植木聡公認会計士事務所 開設 2019年10月 共栄会計事務所 パートナー(現任)	一 株
<p>[監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役として、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等にかかっていたため、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p> <p>また、東京証券取引所の定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員として、適切な役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 福田大助氏及び植木聡氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は、植木聡氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 福田大助氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本総会の終結の時をもって10年であります。なお、同氏は過去に当社の業務執行者でない監査役であったことがあります。
5. 福田大助氏は当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。  
また、福田大助氏及び植木聡氏の選任が原案通り承認された場合には、引き続き当該契約を締結する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び子会社の社長であります。被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとされております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。すべての被保険者について、その保険料のうち約8%を負担しております。
- なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2027年3月に当該保険契約を更新する予定であります。

**第3号議案** 退任取締役（監査等委員）に対し役員退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役を退任されます川本典行氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

本議案は、当社の当事業年度に係る取締役の報酬等の内容に係る決定方針に沿ったものであり、相当であると考えております。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
かわ もと のり ゆき 川 本 典 行	2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

以 上

## 第65回定時株主総会会場ご案内図

会場…東京都品川区南大井三丁目2番2号  
田中商事本社ビル7階 多目的ホール  
TEL (03) 3765-5211 (大代表)

- ◎京浜急行線 大森海岸駅 徒歩(品川寄り) 5分
- ◎JR京浜東北線 大森駅 徒歩10分



ご利用駅より点線に沿ってご来社ください。